

平成 29 年 3 月 22 日（水曜日）午前 10 時開会

---

**○赤池誠章委員長**

ただいまから文教科学委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

委嘱審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房内閣審議官芦立訓君外六名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

**○赤池誠章委員長**

御異議ないと認め、さよう決定いたします。

---

**○赤池誠章委員長**

去る 15 日、予算委員会から、本日 1 日間、平成 29 年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、文部科学省所管について審査の委嘱がありました。

この際、本件を議題といたします。

予算の説明につきましては既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

**○宮沢由佳**

民進党の宮沢由佳です。

まず、天下り問題から質問いたします。

新たに 30 件の天下りが見付かったとの報道がありました。また、18 日土曜日の夕刊には、文科省が違法天下り、月内に最終報告という記事が掲載されました。参議院の 29 年度予算案採決までに発表していただく必要があると思います。いつ発表されるのでしょうか、お答えください。

**○松野博一文部科学大臣**

文部科学省における再就職等問題について報道があったことは承知をしております。現在、最終まとめの公表に向け、再就職等監視委員会にも報告しつつ事実関係の確認作業等を行っているところであり、個別の調査内容については現時点ではお答えを控えさせていただきます。

また、最終まとめの時期についてのお尋ねでありますけれども、現在、文部科学省における再就職等問題の調査については、組織的なあっせん構造に関する調査、再就職等監視委員会から指摘のあった 37 事案の調査、全職員調査、退職者調査の四項目について並行して調査を行っており、3 月末までに最終まとめを行い公表することを目指しております。その具体的な公表時期に関しては確定しているものではござい

せん。

### ○宮沢由佳

本来であれば、違法天下りの調査結果を本日の委嘱審査に間に合わす必要がありました。違法な天下りによって 29 年度予算が影響を受ける可能性があるからです。

大臣は、調査結果を御覧になっていらっしゃるんですよね。せめて、違法な天下りによって影響を受ける可能性のある予算について御指摘いただけないでしょうか。国民と国会議員が検討する時間をいただきたいんです。いかがでしょうか。

### ○松野博一文部科学大臣

大学を始めとする法人への支出につきましては、学生数や教員数等の客観的な指標に基づいた機械的な算定や、第三者で構成する審査会など厳正な審査を実施することにより公平性を確保をし、適正な配分、執行を確保してきたところであります。

再就職あっせん問題は、あくまで国家公務員法に抵触した文部科学省側の問題であり、相手側の法人に違法行為が認められるものではないことを踏まえると、それらの法人に対して平成 29 年度予算を配分、執行することに問題はないと考えているところであります。

引き続き、調査の最終まとめに向け全力を尽くし、国民の疑念を払拭できるよう努めてまいりたいと考えております。

### ○宮沢由佳

子供たちの幸せを願い、一緒に目線を合わせて質疑、お願いいたしたいと思います。次に、森友学園問題についてお伺いします。

資料を御覧ください。塚本幼稚園の行き過ぎた指導がその映像とともに海外メディアに取り上げられています。

2016 年 12 月 8 日、ロイターは、黄色いところに線があります、専門家からは、安倍首相夫人がこうした学校の運営に携わることに驚きを感じるとともに、国際社会における日本の地位の変化を示すものとの声も聞かれた。テンプル大学日本校のマイケル・チュチェック非常勤教授は、夫人が首相の代理として見られることがしばしばあると指摘。第一次安倍内閣では、学習指導要領に愛国心教育を盛り込むため、教育基本法が改正されている。

また、2017 年 1 月 30 日のタイムズは、黄色のところを読みます、自由主義の日本において、塚本幼稚園は、1945 年に遡る残忍な戦争介入や、悲劇的な敗北をもたらした愛国主義へと子供たちを洗脳する施設である。それでも、ここにおける教育は更に必要とされている。毎年 70 名の募集に対し 120 人の希望者。教育費は毎月 215 ユーロ。4 月には新しく小学校が開校され、12 歳まで愛国的教育が行われる。その名誉校長は、内閣総理大臣安倍晋三夫人、安倍昭恵氏のような。

日本の幼児教育が海外からこういうイメージを持たれてしまったということは大

変不名誉だと思えます。文科大臣はどう思われるでしょうか。

### ○松野博一文部科学大臣

塚本幼稚園における教育活動が海外でどのように報道されているのかにつきましては、詳細には承知をしておりません。また、その報道に関してコメントをする立場にはありません。

塚本幼稚園の教育活動については、国会等での様々な指摘や元園児の保護者の方々からの申入れを踏まえ、所轄庁である大阪府において事実関係の確認を行っているところであり、確認された事実関係を踏まえ、大阪府において適切な対応がなされるものと考えております。文部科学省としては、引き続き大阪府の対応状況を注視してまいりたいと考えております。

### ○宮沢由佳

塚本幼稚園での子供に対する不適切な対応が問題になっていますが、そもそも幼稚園内の問題に気付いたとき、相談窓口はあるのでしょうか。保護者は、子供や幼稚園内における問題に気付いても、子供を人質に取られているようなものだから何も言えないとよく聞きます。また、幼稚園の先生も、特に私立の幼稚園では、雇われている立場では何も言えないと言います。昨夜も、保育園の先生が泣きながら、守ってあげられなくてごめんなさいと保護者に説明をしていたというニュースが流れました。

幼稚園の保護者や職員が園内における問題に気付いたときの相談窓口はどこでしょうか。

### ○藤原誠文部科学省初等中等教育局長

お答え申し上げます。

幼稚園における教育方針について問題があり、相談がある場合につきましては、まずその園に御相談いただくこととなりますが、その上で、仮に幼稚園で不適切な指導が行われているというふうに疑われるような場合につきましては、まず公立幼稚園につきましては市町村の教育委員会、それから私立の幼稚園につきましては都道府県にそれぞれ相談をしていただくことになるわけでございます。

### ○宮沢由佳

都道府県に御父兄が電話をするその窓口はどこでしょうか。また、もっと気軽に相談ができるような仕組みが私は必要だと思えます。

次に、日本には運動会や発表会のために子供たちを軍隊式に教え込んだり訓練をしている幼稚園があります。マーチングの練習のために炎天下で長時間練習をさせている園もあります。少子化の中、園児獲得のために園の行事を派手にしたり難しいことをやらせたりという状態は、子供たちにとっては虐待にも近い状態だと思えますが、子供を叱り付けてまで幼稚園行事のために訓練させることを大臣はどうお考えでし

ようか。子供たちが幼稚園における園児獲得競争の犠牲者にならないような防止策についてお答えください。

**○藤原誠文部科学省初等中等教育局長**

お答え申し上げます。

幼稚園の教育につきましては、遊びや具体的な体験を通じて幼児に様々な力が育つような指導を基本としております。行事を含めまして具体的にどのような教育活動を行うか、これにつきましては、一義的にはそれぞれの園で創意工夫をしながら考えていただくべきものでございますが、幼児の発達段階を踏まえた活動となるよう適切な配慮をしていただくことが必要と考えております。

委員御指摘のマーチングバンドの事例のようなケースにつきまして、個別の教育活動の是非について文部科学省として判断する立場にはございませんが、仮に私立の幼稚園で不適切な指導が行われている場合につきましては、所轄庁である都道府県において適切に指導が行われるべきものと考えております。

**○宮沢由佳**

幼児教育現場において大人が子供に対してやってはいけないことなど、具体的な禁止事項が必要だと思えます。例えば、塚本幼稚園でも問題になりましたが、トイレを我慢させてはいけない、どなってはいけない、たたいてはいけない、嫌がっている子供に楽器や太鼓などを無理やりやらせてはいけないなど、具体的な禁止事項が必要だと思えますが、大臣のお考えをお聞かせください。

**○藤原誠文部科学省初等中等教育局長**

お答え申し上げます。

学校教育法や幼稚園教育要領におきましては、幼稚園において具体的に特定の活動を禁止するなどの規定はございませんが、幼稚園における教育活動を行うに当たりまして、幼児の発達段階を踏まえながら幼児の主体的な活動が促されていくように配慮していくことが大切であると考えております。

なお、学校教育法の体罰の禁止規定でございますが、幼稚園が対象の外になっているわけですが、これはそもそも懲戒という行為が心身の未発達である幼児の教育に効果がないという考えによるものでございまして、幼稚園においても当然体罰は認められないものと考えております。

体罰の範囲につきましては、平成25年3月13日の文部科学省の局長通知、体罰の禁止、に基づく指導の徹底についてというタイトルでございますが、その中で具体的に別紙で、体罰で許されないというカテゴリーの行為が記述されている次第でございます。

**○宮沢由佳**

大臣のお考えもお聞かせください。

### ○松野博一文部科学大臣

今政府参考人の方から申し上げたとおりであります。

学校教育法や幼稚園の教育要領の中において目指すべき方向性について書かれているわけではありますが、一方で、当然のことながら、個々の園や先生方の教育手法に対する一定の裁量権というのは当然あるわけでございます。それが教育にとっても極めて重要な点だと考えております。

そして、もしも仮にその園、また、教師の皆さんにおける指導方法が不適切ということになれば、それは所轄庁である都道府県において判断をする、これは幼児教育現場を広く取れば都道府県だけじゃなくて市町村の場合もありますけれども、いずれにしる所轄庁によって判断がされるものと考えております。

### ○宮沢由佳

次に、幼稚園教育要領案についてお伺いします。

資料2を御覧ください。

幼稚園教育要領案の中に、幼稚園教育において育みたい資質・能力及び幼児期の終わりまでに育ってほしい姿というものがあります。例えば、自立心、諦めずにやり遂げる。協同性、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したり、充実感を持ってやり遂げる。道徳性・規範意識の芽生え、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したり、相手の立場に立って行動をする、決まりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら決まりをつくったり、守ったりするようになる。5. 社会生活との関わり、家族を大切にしようとする気持ちを持つ、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみを持つ。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を特定するのは、限りない可能性を持つ子供たちの伸び代を制限するものではないでしょうか。そもそも、子供は7、8歳まではその成長にばらつきがあり、卒園までにここに書いてあることができるようになる子供とそうでない子供がおります。それも個性の違いです。幼児期というのは、学びの土台づくりの時期です。幼児期は、思う存分、主体的に遊ぶことが大切です。この教育要領案は、個性豊かな子供たちに育ってほしい姿を押し付け、諦めずにやり遂げるとか、自分の気持ちを整理するとか、自分が役に立つ喜びを感じるとか、人に役立つ喜びを味わうなど、大人でも難しいことを無理強いするものだと思います。これは理想ではあります。ただ、卒園までにこの姿を追い求めるということに私は疑問を感じております。

さらには、これに沿った指導をしなければならぬと若い幼稚園の先生が真面目に取り組もうとしたら、先生も子供たちも大きな負担となります。卒園までに育ってほしい姿にさせなければならぬと思えば焦りも生まれますし、保護者も幼稚園の教育

指導方針に従わざるを得なくなり、ますます子供は負担になります。

幼児教育先進国のニュージーランドでは、個性の発見こそが幼児教育の目的だと言っています。そのために幼稚園の先生たちは夢中になれる遊びの環境をたくさん用意し、自由な遊びを保障されている中で子供たちが毎日何で遊んだか、何に興味を持ったかなどをとことん記録に残します。その記録を小学校へ送り、自らの学びへとつなげています。つまり、幼児教育現場では子供一人一人の個性が十分に生かされ、伸ばされ、高められ、小学校での自らの学びへとつながると思います。

この育ってほしい姿は、私は不必要だと思います。大臣の所見をお願いします。

### ○松野博一文部科学大臣

今回の幼稚園教育要領の改訂においては、総則の中で、幼稚園教育要領の狙いや内容に基づく園の教育活動によって幼稚園修了段階に子供がどのようなことができるようになるかなど、子供の成長の姿から十の項目で示した幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を新たに明記をしています。

これは、幼児一人一人の特性に応じた指導を行うという基本を変えるものでも幼児を評価するための達成度として示すものでもなく、あくまで幼稚園の教師が指導を行う際に考慮することを求めるものであり、また、その姿を小学校の教師と共有することにより、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図ることを目指すものであります。

今後とも、各幼稚園において、幼児一人一人の特性に応じ、その良さや可能性を育んでいけるよう、新しく改訂する幼稚園教育要領の趣旨の周知に努めてまいりたいと考えております。

### ○宮沢由佳

是非、この育ってほしい姿まで、個性の違いによってこのとおりではない子供もいるということを含んでいただきたいというふうに思います。

そもそも、日本の幼児教育が軍隊式と言われてしまう原因の一つに、教員と子供の割合が挙げられます。

資料三を御覧ください。

日本は、一人の教員が指導する子供の数が余りにも多過ぎる。工夫して教員を増やしている幼稚園もありますが、幼稚園の割合は、教員一名につき子供 35 人です。保育所においても、3 歳児 20 人に一人、4 歳児、5 歳児は 30 人に一人です。先進諸国は一人当たりの子供の数を減らす努力を重ねていますが、日本においては進んでいません。だから一斉指導になるわけです。世界的にも自然体験、自然保育の重要性が叫ばれていますが、この割合では園外保育は無理です。ましてや、山の中で自然体験などは非常に難しいのです。北欧諸国では、7 対 1、8 対 1 に向かっています。是非、日本でも子供の数を減らす努力をしていただきたいと思います。

資料 4 を御覧ください。

小学校へ行けば、さらに 40 人の子供に教員一名です。ほかの国を御覧ください。アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、日本と十人以上の差があります。少人数学級がどんどん進んでいます。これは、根本的に日本は子供の教育に対して積極的でないと言うしかありません。

こういう話をすると、財源はとよく言われますが、天下り問題や国有地の払下げ問題など税金の使い道に大きな不信がある中で、子供たちへの予算が相変わらずOECD加盟国で低レベルなのは、上野委員からもありましたが、これはとても納得できないことです。

では次に、学習指導要領の改訂について伺います。

学習指導要領改訂により授業時数が増え、夏休み、冬休み、土曜日休みが減る可能性があるというのは本当でしょうか。

### ○藤原誠文部科学省初等中等教育局長

お答え申し上げます。

今回の学習指導要領の改訂案におきましては、小学校につきましては、外国語教育の充実に伴いまして、小学校3年生から6年生までの年間標準時間数、これがそれぞれ年間35単位ずつ増加することとなります。また、中学校につきましては、標準授業時数についての変更はございません。

したがって、委員お尋ねの長期休業期間中の取扱いでございますが、基本的に中学校は変わりがないと。小学校についてはこの増えた分をどういうふうに取り扱うか、この点につきましては今後の検討課題と認識をしております。

### ○宮沢由佳

学習指導要領の改訂では、どんな力を育てたいかを目標を全教科で具体的に挙げ、どんな場面でどんな学習活動を用意するのかまで言及し、全体の記述量が1.5倍に増えるそうです。ベテラン教員が次々と退職し若手教員が増える中で、細かいマニュアルに頼り過ぎることにより教職員の自由な発想が阻害され、若手教員の力は育たないのではないのでしょうか、お答えください。

### ○藤原誠文部科学省初等中等教育局長

お答え申し上げます。

今回の学習指導要領改訂案では、子供たちの知識の理解の質を高めるための授業改善や教科書などの教材の工夫を後押しするため、各教科などで育成を目指す資質能力を三つの柱、具体的には、知識及び技能、思考力・判断力・表現力、それから学びに向かう力・人間性等、これら三つの柱で整理をいたしまして、それぞれの教科や内容においてどのような力を育むかを明確にするなどの改善を図っております。そのため、現行の学習指導要領と比較いたしまして記述が確かに多くなっていることは事実でございますが、具体的な指導方法を規定するなどして、いわゆるマニュアル化をして

いるものではございません。

近年の教員の年齢構成の変化によりまして、学校内では若手教員の比率が非常に多くなってきておりまして、我が国のこれまでの教育実践の蓄積をしっかりと引き継いで各教室で創意工夫を引き出すためには、学習指導要領の規定を、一つ一つの学習内容を通じてどのような力を育むかという観点からより分かりやすいものにしていくことが重要でございまして、今回の改訂はまさにこの点を重視したものでございます。

### ○宮沢由佳

ですから、子供の一学級のクラスの人数を減らしてほしいと特に思うわけです。

6人に1人の子供が貧困であると言われていた今、学校現場の先生たちは、学ぶ環境に恵まれない子供たちのために基礎学力を付けるため精いっぱい努力しています。いつも朝御飯を食べずに学校へ来る子供、夕食を食べられるかどうか分からない不安から給食を二人分食べてしまう子供、親がダブルワーク、トリプルワークで家におらず精神的に不安定な子供など、地域やクラスによっても課題が違い、そういう子供たちに一生懸命向き合っている先生たちに更に質も量もと求めるのは、文科省が欲張り過ぎだとは思いますが。

学習指導要領の改訂は教育現場の自主性を最大限に尊重すべきではないでしょうか、大臣のお考えを教えてください。

### ○松野博一文部科学大臣

委員のお話にありましたとおり、貧困問題を始めとして、学校現場が抱える問題は複雑化、困難化をしております。それに対応すべく、今年度の予算案の中におきましても、例えば発達障害や日本語教育が必要な子供たちの通級指導に対する基礎定数化を図り、また、貧困等の対応に対しての加配をしているところでございます。

こういった問題に当たって、先生方が大変現場で御苦労されていることは承知をしておりますし、しっかりとサポート体制を文科省としても続けていかなければならないと思います。

質をどこまで求めるのかという先生のお話、委員の御指摘もありましたけれども、一方で、これからの大きな変化の中において生活をしていく子供たちにとって必要な資質というのは教育を通して身に付けていただかなければなりません。多くの課題を抱えて教師の皆さんは大変でありますけれども、この質の面においてもしっかりと対応していただけるよう環境整備に努めてまいりたいと考えております。

### ○宮沢由佳 ありがとうございます。

次に、道徳教育の教科化についてお聞きします。

道徳教育が教科化された理由の一つとして、いじめなどの現実の問題に対応できていない、読み物を読んで感想を述べるだけで終わっている、教科書や評価がないことから、他教科に比べて軽視されがちと書いてありました。



そもそも道徳教育は実体験があって初めて自分の中に落ちるものではないでしょうか。教科書から学ぶというのは、頭では理解していても、行動に移しにくいと思われれます。できることなら、道徳の時間には学校を出て、生活体験や地域課題に直接触れる体験などをすることによって、自分のものになっていくと思います。また、いじめなどの問題は、道徳教育をやれば解決するとは思えません。子供の貧困の問題、そこから起こる格差の問題、つまり社会問題が大きな影響を与えていると言えます。

道徳教育と同時にしっかりとした子供の貧困対策を進めなければなりません。また、道徳教育の評価を受験等に利用しないとしていますが、もしも成績表に書き込めば、そのコピーを要求された際に利用されてしまうのではないのでしょうか。対策をお答えください。

### ○松野博一文部科学大臣

道徳の特別の教科化は平成 30 年度から小学校で、31 年度から中学校で全面的に実施されることとなっており、現在は全面実施に向けて周知や準備を行っているところであります。

道徳科の評価は、数値による評価や他の児童生徒と比較する評価でなく、一人一人の成長の様子を文章記述により評価をするものです。こうした道徳科の評価は、他者と比較して合否を決定する入学者選抜とはなじまないことから、私立学校を所管する都道府県知事部局等に対し、道徳科の評価を入学者選抜に使用せず、調査書に記載しないよう、平成 28 年 7 月に通知により周知するなど、趣旨の徹底を図っております。

御指摘のとおり、一部の私立中学校において、入学者選抜の際、調査書ではなく各学校が作成する通知表の写しを求めている例があると承知をしております。この場合であっても、通知の趣旨に基づき、道徳科の評価が入学者選抜の実施者に伝わることのないよう、具体的な措置が必要と考えております。私立中学校側や教育委員会と相談した上で、こうした具体的な措置について徹底をしてまいります。

また、文部科学省としては、通知表の写しの提出が求められることに伴う課題について、今後、全国の実態を把握しつつ、検討をしたいと考えております。

いずれにいたしましても、平成 28 年 7 月の通知の趣旨に反することはあってはならず、小学校の道徳科が全面実施となって初めて実施される平成 30 年度末の入学者選抜までにはこの趣旨の徹底を確実に図ってまいりたいと考えております。

### ○宮沢由佳

よろしく願いいたします。

次に、言語聴覚士の活用についてお伺いいたします。

幼児及び小中学校の児童生徒を対象に、聴覚及び言語についての課題の改善、克服に必要な技能を身に付けさせるため、「ことばの教室」と呼ばれる通級指導教室があります。その指導は一般教員が行っていることが多いようです。

一方で、言語聴覚士という専門職があります。言語聴覚士は 1999 年に国家資格と

して誕生した新しい専門職です。言葉や聞こえ、認知、嚙下などに問題がある方々に対して訓練、評価、指導などを行い、思いを伝え合って生きる喜びを持てるように専門的立場から支援する専門職です。言葉の発達が遅れている子供への言語発達促進援助や言語指導などを行い、コミュニケーション能力の改善を図ります。

そこで、「ことばの教室」への言語聴覚士の活用をどのように考えているかお聞きしたいのですが、一般教員が言語聴覚士の資格を取得することができるというのも一つの方法だと思いたいますが、いかがでしょうか。

#### ○藤原誠文部科学省初等中等教育局長

お答え申し上げます。

通級指導を含め、学校において障害により特別な支援を必要とする子供に対する支援を行うに当たりまして、教員のみならず、委員御指摘の言語聴覚士など様々な専門家のサポートが有効であると考えております。文部科学省では、本年度、平成 28 年度から特別支援教育専門家等配置事業を開始いたしまして、学校等に言語聴覚士や作業療法士あるいは理学療法士などの外部の専門家などを配置する自治体に対しましてその経費の一部を補助する事業を実施しております。

今後とも、このような外部の専門家の配置を推進して、教員と協力して指導の改善を行うとともに、校内研修における専門的な指導を行うなど、特別教育の充実に向けて支援を努めてまいりたいと考えております。

また、委員お尋ねの、学校の教員が言語聴覚士の資格を取ることについても重要な事柄と考えております。各教育委員会におきましては研修など様々な取組が行われておりまして、特別支援学校の言語聴覚士の資格取得を推進し、当該資格を取得した教員が通級による指導を担当しているという例もあると伺っておりますので、このような取組を文部科学省としても充実を促していきたいと考えております。

#### ○宮沢由佳

ありがとうございます。

お金がないからできないのではなくて、子供の未来のためにしっかりとした教育予算を取っていただくことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。